

職業訓練サポート事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、職業訓練サポート事業助成金(以下「本助成金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本助成金は、鳥取県立産業人材育成センター(以下「センター」という。)倉吉校又は米子校で訓練を受講する者に対して、次の費用を助成することにより、職業訓練に伴う経済的負担を軽減し、もって、職業訓練を希望する者の入校を促進することを目的として交付する。

- (1) 訓練期間中の住宅賃借料(以下「住居費助成金」という。)
- (2) 訓練期間中の通学に要する交通費(以下「通学費助成金」という。)

(助成金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業(以下「助成事業」という。)を行う同表の第2欄に掲げる者(以下「助成対象者」という。)に対し、予算の範囲内で本助成金を交付する。

- 2 本助成金の額は、助成事業に要する別表の第3欄に掲げる経費(以下「助成対象経費」という。)の額とする。ただし、住居費助成金は1ヶ月当たりの住宅賃借料の上限を17,000円とする。

(交付申請の時期等)

第4条 本助成金の交付申請は、毎年度4月15日までに行わなければならない。ただしそれ以降の申請については、助成事由の発生をもって申請することができる。

- 2 規則第5条の補助金等の交付の申請をする者は、様式第1-1号又は様式第1-2号による申請書に、様式第1-1号の1又は様式第1-2号の1の書類を添えて、センター所長に提出しなければならない。

(交付決定の時期等)

第5条 本助成金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

- 2 本助成金の交付決定通知は、様式第2-1号又は様式第2-2号によるものとする。

(交付決定に係る変更(中止・廃止)申請)

第6条 規則第12条の変更(中止・廃止)承認申請書は、様式第3号によるものとし、様式第1-1号の1又は様式第1-2号の1を添付するものとする。

(助成金の請求)

第7条 本助成金の交付決定を受けた者は、次に掲げる助成事業に応じて、所定の期日までに、様式第4号による口座振込依頼書及びそれぞれに定める書類をセンター所長へ提出するものとする。ただし、口座振込依頼書は初回請求時に限る。

- (1) 住居費助成金にあつては、原則として助成対象経費を支払った日から10日以内に、賃借料の支払の事実がわかる資料(領収書の写し又は口座振込の事実がわかるもの等)。
- (2) 通学費助成金にあつては、原則としてJR定期券を購入した日の翌月10日までに、有効期限が訓練対象期間を含む定期券の写し。ただし、訓練修了月分にあつては訓練修了日まで。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告は、様式第5号により次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、助成事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、助成事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1-1号の1又は様式第1-2号の2によるものとする。

(助成金の返還)

第9条 センター所長は、虚偽及びその他の不正手段により助成を受けた者に対して、本助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(雑則)

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本助成金の交付について必要な事項は、センター所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月15日から施行とし、施行日前になされた申請は、この要綱の規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行とし、施行日前になされた申請は、この要綱の規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行とし、平成29年3月23日以降になされた申請は、この要綱の規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行とし、平成30年3月30日以降になされた申請は、この要綱の規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行とし、平成31年3月14日以降になされた申請は、この要綱の規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年3月9日以降になされた申請は、この要綱の規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年3月8日以降になされた申請は、この要綱の規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年3月29日以降になされた申請は、この要綱の規定によりなされたものとみなす。

別表（第3条関係）

1 助成事業	2 助成対象者	3 助成対象経費
(1) 住居費助成金	(1) センター倉吉校（以下「倉吉校」という。）又は米子校（以下「米子校」という。）で普通課程訓練（委託訓練を除く。）若しくは総合実務科を受講する者のうち、以下のア及びイを満たす者又はその保護者等。 ア 原則として、入校（決定）前に居住していた自宅から受講する訓練	受講期間を含む月の対象住居の賃借料。ただし、次の各号を除く。 (1) 食費、光熱水費、駐車場代、共益費及びこれらに類する経費 (2) 当該賃借料について他の補助金、助成金又は手当の支給を受けている場合はその額

	<p>科のある校までの距離が 50 キロメートル以上であること</p> <p>イ 受講する訓練科のある校から半径 10 キロメートル圏内となる鳥取県内に、訓練期間中に居住する家屋又は家屋の部分（以下「対象住居」という。）を借り受けること</p> <p>(2) その他特に必要があるとセンター所長が認める者</p>	
(2) 通学費 助成金	<p>J R の学生等の旅客運賃割引制度の対象とならない科を受講する者のうち、訓練を受講するために J R を利用する者</p>	<p>購入した定期の額と同区間・同期間の通学（大学生）定期の額との差額。ただし、当該定期の額について他の補助金、助成金又は手当の支給を受けている場合はその額を除く。</p>

年 月 日

鳥取県立産業人材育成センター所長 様

住所

申請者 氏名

〇〇年度職業訓練サポート事業助成金交付申請書

職業訓練サポート事業助成金の交付を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助事業等の名称	住居費助成金
算定基準額	金 円（月額 円× 月）
交付申請額	金 円（月額 円× 月）
添付書類	〇〇年度職業訓練サポート事業（計画・報告）書 契約書の写し（1部）

※算定基準額及び交付申請額は、月額を基に算出した対象期間中の合計額を記載してください。
入校決定後に締結した契約書の写しを添付してください。

年 月 日

鳥取県立産業人材育成センター所長 様

住所

申請者 氏名

〇〇年度職業訓練サポート事業助成金交付申請書

職業訓練サポート事業助成金の交付を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助事業等の名称	通学費助成金
算定基準額	金 円
交付申請額	金 円
添付書類	〇〇年度職業訓練サポート事業（計画・報告）書

様式第1-1号の1 (第4条、第6条、第8条関係)

年度職業訓練サポート事業 (計画・報告) 書
(住居費助成金)

1 事業の概要

申請者氏名	(訓練生との続柄:)
訓練生氏名	
訓練科名	
訓練期間	年 月 日 ~ 年 月 日
入校(決定)前住所	
対象住居の住所	
対象住居への入居日	年 月 日
対象住居を借り受ける理由(※)	

※「対象住居を借り受ける理由」欄については、入校(決定)前に居住していた自宅から受講する訓練科のある校までの距離が遠隔(50km以上)であるという理由以外に特記事項があれば記載してください。

※入校(決定)前及び対象住居の住所のわかる資料(住民票等)を添付してください。

2 貸借料内訳

(単位:円)

区分	金額	備考
合計		

※貸借契約書に記載された金額(月額)の内訳を記載してください。

3 他の補助金等の活用の有無 (有・無)

補助金名	事業内容	問い合わせ先

※他の補助金等の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金等に係る問い合わせ先(補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先)を記載してください。

※本書題名には、該当年度を記載するとともに、計画又は報告の該当する方を表示してください。

様式第1-2号の1 (第4条、第6条、第8条関係)

年度職業訓練サポート事業 (計画・報告) 書
(通学費助成金)

1 事業の概要

申請者 (訓練生) 氏名		
訓練科名		
訓練期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
申請者 (訓練生) 住所		
JR定期券	区 間	駅⇔ 駅

2 算出基礎

(単位:円)

購入予定の定期有効期間	6ヶ月・3ヶ月・1ヶ月	該当するものを○で囲んでください。
購入予定額 (1年間分)	円	
購入予定の定期に見合う 通学 (大学生) 定期の額 (1年間分)	円	
差 額	円	

3 他の補助金等の活用の有無 (有・無)

補助金名	事業内容	問い合わせ先

※他の補助金等の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金等に係る問い合わせ先 (補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先) を記載してください。

※本書題名には、該当年度を記載するとともに、計画又は報告の該当する方を表示してください。

年 月 日

様

鳥取県立産業人材育成センター所長
(公 印 省 略)

〇〇年度職業訓練サポート事業助成金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった職業訓練サポート事業助成金（以下「本助成金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

1 助成事業

本助成金の助成事業は、「住居費助成金」とし、その内容は、申請書記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本助成金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

ただし、助成事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額 金 円（月額 円× 月）

(2) 交付決定額 金 円（月額 円× 月）

3 補助規程の遵守

本助成金の收受等に当たっては、規則及び職業訓練サポート事業助成金交付要綱の規定に従わなければならない。

年 月 日

様

鳥取県立産業人材育成センター所長
(公 印 省 略)

年度職業訓練サポート事業助成金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった職業訓練サポート事業助成金（以下「本助成金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

1 助成事業

本助成金の助成事業は、「通学費助成金」とし、その内容は、申請書記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本助成金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

ただし、助成事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金 円
(2) 交付決定額 金 円（月額 円× 月）

3 補助規程の遵守

本助成金の收受等に当たっては、規則及び職業訓練サポート事業助成金交付要綱の規定に従わなければならない。

年 月 日

鳥取県立産業人材育成センター所長 様

申請者 住所

氏名

〇〇年度職業訓練サポート事業助成金交付変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付第 号による交付決定に係る事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、鳥取県補助金等交付規則第12条第3項の規定により申請します。

記

補助事業等の名称	住居費助成金 ・ 通学費助成金
交付決定額	
変更（中止・廃止）後の額	
差 引	
変更（中止・廃止）の時期	
変更（中止・廃止）の理由	
添 付 書 類	変更後の 年度職業訓練サポート事業（計画・報告）書

※変更内容がわかる書類（契約書等）の写しを添付してください。

様式第4号（第7条関係）

口座振込依頼書

年 月 日

鳥取県立産業人材育成センター所長 様

住所

氏名

職業訓練サポート事業助成金については、下記のとおり振り込んでください。

記

金額 交付決定額のとおり

振込希望口座

	銀行・金庫	本店・支店・出張所・代理店
	農協・漁協	本所・支所
預金種別	普通 ・ 当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

年 月 日

鳥取県立産業人材育成センター所長 様

住所

申請者 氏名

〇〇年度職業訓練サポート事業助成金実績報告書

年 月 日付第 号による交付決定に係る事業の実績について、鳥取県補助金等交付規則第17条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助事業等の名称	住居費助成金 ・ 通学費助成金	
	算定基準額	交付決定額
交 付 決 定		
実 績		
差 引		
添 付 書 類	〇〇年度職業訓練サポート事業（計画・報告）書	